

遺族付加年金“きずな”の 配当金を還付します

配当金は、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合にお支払いする仕組みとなっています。ただし、令和3年1月から12月までに中途解約した場合は、還付の対象外となります。

配当金の対象制度	●遺族付加年金“きずな”(生命保険部分) ●入院保険	●きずなプラス ●積立年金プラン
送金日及び明細の送付	令和4年2月下旬予定	

積立年金プランは、毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のため保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

積立年金プラン加入者様に

積立年金「ご加入内容のお知らせ」を送付します

送付日 令和4年2月下旬予定

積立金額 令和3年12月末日の残高

制度内容については、更新案内時に配付したリーフレットまたは当組合ホームページにあるパンフレットをご確認ください。